

登米市（仮称）地域交流センター整備基本設計及び実施設計業務公募型プロ
ポーザル審査委員会設置要綱

令和 7 年 3 月 26 日

告示第72号

（設置）

第 1 条 市が実施する登米市（仮称）地域交流センター整備基本設計及び実施設計業務公募型プロポーザルに関する応募者の提案を透明性、公平性及び公正性を確保して審査するため、登米市（仮称）地域交流センター整備基本設計及び実施設計業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審査委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 応募者及び企画提案書等提出された書類の審査に関すること。
- （2） プロポーザルの評価及び契約候補者等の選定に関すること。
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、審査に関し必要な事項

（組織）

第 3 条 審査委員会は、委員 8 人以内で組織する。

2 委員は、学識を有する者 4 人以内及び次に掲げる職にある者をもって充てる。

- （1） 総務部長
- （2） まちづくり推進部長
- （3） 建設部長
- （4） 教育部長

（委員長）

第 4 条 審査委員会に委員長を置き、委員のうちから市長が選任する。

2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員の互選により選ばれた委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査委員会の会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席によって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 審査委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員の責務）

第 6 条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を確保した上で、公正及び公平に審査を行わなければならない。

(守秘義務)

第7条 委員は、審査の過程において知り得た情報（市及び審査委員会が公表した情報を除く。）を公にしてはならない。第5条第3項の規定により出席した者も同様とする。

(事務局)

第8条 審査委員会の事務局は、総務部政策推進室に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長及び事務局が協議の上、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年3月26日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。